

## 佐呂間町建設技術者養成修学資金貸付制度の概要

### ■目 的

- ・土木施工管理技士等の技術者の不足が懸念されていることから、町では令和2年4月より、町内の建設関係事業所に雇用され、技術資格取得のため雇用主の職務命令により学校等へ修学するものに対し修学資金の貸付を行い、将来に向けた技術者を育成・確保し、事業所経営の安定化を図ることを目的に「佐呂間町建設技術者養成修学資金貸付制度」を創設しました。

### ■対象者

- ・町内建設関係事業所に雇用され、建設業法施行令第27条の3に規定する技術検定及び建築士法第4条に定める建築士の資格取得のため、雇用主からの職務命令により短期大学又は専門学校に通学する従業員とします。(ただし、佐呂間町奨学金条例に規定する奨学金の貸与を受けている者は除きます。)

#### ▼建設業法施行令第27条の3

検 定 種 目	検 定 技 術
建設機械施工	建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一的かつ能率的に行うために必要な技術
土木施工管理	土木一式工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
建築施工管理	建築一式工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
電気工事施工管理	電気工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
管工事施工管理	管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
電気通信工事施工管理	電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
造園施工管理	造園工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術

### ■貸付額及び利子

- ・貸付額は、月額50,000円以内とし(ただし、24カ月上限とします。)利子は、無利子とします。

### ■貸付の申請

- ・貸付け受けようとする者は、連帯保証人2名を定め、佐呂間町建設技術者養成修学資金貸付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町へ申請します。

### ▼添付書類

- ①身上申告書（様式第2号） ②戸籍謄本 ③印鑑証明書 ④健康診断書
- ⑤在学証明書又は合格通知書
- ⑥雇用状況を証明できる書類及び就学後の雇用誓約書付額
- ⑦その他町長が必要と認める書類

### ▼連帯保証人の要件

- ①独立の生計を営む成年者及び雇用主
- ②申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人  
※連帯保証人が欠けたとき、又は破産手続開始の決定その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて届出願います。

### ■貸付の停止

・次に該当した場合は、資金の貸付けを停止します。

- ①学校等を休学又は停学となったとき。

※休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の資金の貸付けを停止します。（この場合において、これらの月の分として既に貸付けられた資金があるときは、当該資金は、当該貸付けを受けた者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けされたものとみなします。）

### ■貸付の取消し

・次のいずれかに該当した場合は、資金の貸付けの決定を取り消します。

- ①学校等を退学したとき。
- ②資金の貸付を辞退したとき。
- ③傷病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
- ④その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ⑤上記①から④によらず、貸付け停止となった停学処分の行為が、将来建設関係技術職として業務に従事するにあたりふさわしくないと認められるとき。

### ■返還の債務の免除

・次のいずれかに該当した場合は、返還の債務を免除します。

- ①学校等を卒業後、町内に住所を有し、事業所において資格取得試験に必要な実務経験期間として、資金の貸付期間の1.5倍に相当する期間を就業したとき。
- ②在職期間中に業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。

## ■貸付金の返還

・次のいずれかに該当した場合は、当該理由が生じた日の属する月の翌月から起算して3か月以内に貸付けを受けた資金の全部又は一部を返還することとなります。

- ①貸付けの決定を取り消されたとき。
- ②返還債務の免除となる就業期間に達しなかったとき。
- ③その他正当な理由がなく、貸付けの条件に違反したとき。

## ■返還の債務の履行の猶予

・次のいずれかに該当した場合は、それぞれの項目で定める期間において、貸付けた資金の返還の債務の履行を猶予します。

- ①貸付けの決定を取り消された後も引き続き学校等に在学しているとき。
- ②事業所において資格取得試験に必要な実務経験期間として、当該業務に従事しているとき。
- ③資金の貸付けを受けた者が、心身の故障、災害その他やむを得ない理由により資金を返還することが困難であると認められるとき。

## ■返還の債務の減免

・次のいずれかに該当した場合は、資金の返還債務の全部又は一部を免除します。

- ①死亡したとき。
- ②重度の心身障害、災害その他やむを得ない理由により資金を返還することが困難であると認められるとき。

## ■延滞利息

・貸付金を返還する者が、その返済期限までに返還金の全部又は一部を支払わなかった場合には、その未納額につき年14.6%の割合をもって返還期限の翌日から支払の日までの日数によって計算された延滞利息を町へ納入することとなります。ただし、特別な事情があると認めるときは、その延滞利息の全部又は一部を免除します。

## ■学業成績表の提出

・資金の貸付けを受けた者は、毎年3月末日までに学業成績表を提出していただきます。

## ■問合せ

・経済課商工観光係 (☎2-1200) 又は 商工会 (☎2-3448)